

公益社団法人 青少年健康センター
2026 年度事業計画

I. 法人運営

① 法人事業等年間スケジュール

2026 年度の法人運営事業として計画し、以下には確定しているスケジュールを掲載する。

5月	第1回 理事会	青少年健康センター三軒町ビル
6月	定時総会	青少年健康センター三軒町ビル
秋頃	職員総会	世田谷キャロットタワー
3月	第2回 理事会	青少年健康センター三軒町ビル

② 1 部事業の事業規模・体制の見直しについて

1 部事業の次年度以降の事業規模の縮小、および今後の事業体制の見直しを検討する予定である。現在、事務局とそれぞれの事業担当者で、来年度の人員体制・事業の開催頻度について検討を重ねている。その中でどうしても人員体制や集客の面で開催が難しいものが見られるようになった。今後においては事業継続が難しくなっていくことも見込みつつ、青少年健康センターに中でニーズの高い事業に力を注いでいく必要性が高いと判断している。2026 年度において事業の縮小等決まっているものについては以下の公益事業にて説明をする。

③ 公益目的事業 1-5 の事業統合について

2025 年度第 1 回理事会にて議題に挙げた「第 4 号議案 公益目的事業の統合について」より、2026 年 4 月から、青少年健康センターで申請している 5 つの公益目的事業を 1 つに統合する。

なお、変更手続きが完了となった場合、事業報告・計画等の資料に反映されるのは、2026 年度資料からとなる。本会において提出する事業計画書においては従来どおりに記述する。

④ 新規助成金の開拓

2026 年度においても、法人運営をより盤石なものにし、事業の発展性を支える体制を整えられるよう助成金を活用していく予定である。また職員等の要望・聞き取り等を実施し、今後の新規事業として見込められるものについては、積極的に助成金の活用を検討する。

Ⅱ．公益事業

① ひきこもり等生きづらさを抱える方々（以下、当事者）への相談・居場所支援事業

当事者が社会参加に向けて、復帰への総合的な支援を目指した事業である。対象者は当事者全般・保護者/家族である。現在は増加するひきこもり当事者・家族の高齢化にあわせ、従来の若者という枠組みだけでなく、幅広い年齢層の支援事業・社会参加事業を実践している。近年、要望が高まっている就労体験・就労支援等出口支援の拡充を目指し、地域との連携を強化する。なお本事業は内閣府への申請においては事業番号「公1, 公2」に該当する。

◎心理相談（茗荷谷クラブメンタル部門相談、※公1に該当）

対象者は当事者と保護者、家族である。公認心理師・臨床心理士・精神保健福祉士のカウンセリング、コンサルティングにより、ひきこもりから回復するための支援を行う。来所相談を原則としながら、自宅からの外出が困難の場合はアウトリーチの実施も含む。アウトリーチには、当事者が学齢期の場合、復学支援を目的としたものも含まれる。

◎居場所事業（茗荷谷クラブ、※公1に該当）

当事者に週3回程度の居場所を提供し、自立を促すプログラム・季節に応じた種々のイベント等を実施する。定期的にクラブ利用者の親とケアスタッフの会を開催し、情報・意見交換の場も執り行う。

◎社会参加支援事業(※公2に該当)

当事者が社会に踏み出す段階での一連のプログラムを提供する。座学やグループワーク、ボランティア体験、職場体験、中間的就労の場を提供する。特に地域の支援団体や支援機関と連携をしながら、企業開拓を推進し、出口支援の拡充を一層図る。また、社会参加支援の一環として外部交流のきっかけとなるサークル活動、外部から仕事を受注した内職活動や地域に根差したコミュニティカフェ等の場を提供する。

◎委託事業

ひきこもり等の支援を志向した「ひきこもり支援推進事業」（厚生労働省）及び「子ども・若者育成支援推進法」（内閣府）を踏まえ、各自治体からの委託事業等により、公1「茗荷谷クラブの運営」及びその補完的支援事業が提供され、現在も実施している。

引き続き、本事業の情報提供や実際の委託事業実施等、上記方針に沿った形で複数の自治体等との連携を志向する。

なお、2026年度より中央区との業務委託を予定している。

- ・文京区 委託事業「STEP」ひきこもり等自立支援事業
- ・世田谷区 若者総合支援センター メルクマールせたがや事業
- ・台東区 若者育成支援推進事業
- ・千代田区 ひきこもり支援業務委託

- ・中央区 ひきこもり支援推進事業業務委託
- ・国土舘学校 カウンセリング業務委託

② ひきこもり等生きづらさを抱える若者に関する知識の普及啓発を目的とする事業

当事者への理解を深め、対応を検討できるように受講形式の講座を行う事業である。対象者は当事者の家族・保護者、支援者である。遠方の方々に好評なオンラインでの開催と貸会場を用いた対面での実施を並行して行う予定である。なお本事業は内閣府への申請においては事業番号「公3, 公4」に該当する。

◎思春期カウンセリング講座(※公3に該当)

2025年度の講座の実施は中止を予定している。以降の開催においては、事業担当者および、事業利用者のニーズに汲み取った上で再開を検討することとする。

◎「ひきこもりダイアログ」講座(※公4に該当)

当法人会長であり、斎藤環会長を講師に、「実践的ひきこもり対策」講座として1998年より開催し、2018年度より実践的な講座にすべく「ひきこもりダイアログ」講座と名称を変更し、2024年度より、年6回の開催に変更している。講座では午前は「理論編」を、午後にオープンダイアログ的手法を用いた対話を実践する「対話ワーク」に分けて開催している。

◎講演会・シンポジウム(※公4に該当)

(i) 青少年健全育成に関するテーマを選び、講演会・シンポジウムを開催する。テーマについては、斎藤環会長が中心となり検討され、注目されている問題や支援技法等の内容に関するものとなる。

(ii) 現在の当事者やご家族、その支援者等を対象に現実におきている問題を中心に講座を開催する。テーマについては青少年健康センター職員が中心となり検討する。

(iii) 公認心理師および臨床心理士のための研修機会申請を行い、それぞれ該当する講習会・研修会を実施する予定である。

会員等を対象に年間2回程度の News Letter の発行を予定しているほか、当法人作成書物、関係者の著作物等の頒布を行う。

③ 電話相談絆

月曜日から金曜日の13:00～17:00に匿名で利用できる無料の電話相談である。日常的な電話相談はボランティア相談員が担う。なお本事業は内閣府への申請においては事業番号「公5」に該当する。

2025年度より、寄付金の減額が決定となり、経費削減ため事業の縮小が決定している。2026年度に具体的に実施する縮小内容は以下の通りである。

- ・月に1度開催している医療相談の廃止
- ・平日開催している電話相談の職員の勤務時間の減少について

絆担当職員において変更はないが、現在の事業状況を鑑みて、1日あたりの勤務時間を減少することで経費の削減を行い、一部の管理業務を事務局で担うことで現状の平日開催している電話相談は維持する。

今回の体制変更における影響については、絆担当者と確認しながら進めていく。今後も資金面・体制面の両面において事業担当者等と検討していき、その時にあった形で事業の継続をしていく予定である。

以上